

平成 23 年 2 月 4 日（金）

於・特許庁 16 階共用会議室

産業構造審議会知的財産政策部会

第 13 回意匠制度小委員会

議 事 録

特 許 庁

1. 日 時： 平成23年2月4日（金） 12：30～14：00
2. 場 所： 特許庁共用会議室（特許庁庁舎16F北側）
3. 出席委員： 大淵委員長、稲岡委員、琴寄委員、高部委員、能川委員、平野委員、水谷委員、
柳生委員
4. 議 題： 開会
特許法改正検討項目の意匠法への波及等について
今後の意匠制度の見直しについて
閉会

開 会

○大淵委員長 それでは、定刻となりましたので、ただいまから産業構造審議会知的財産政策部会第 13 回意匠制度小委員会を開催いたします。本日も御多忙の中、お集まりいただきまして、誠にありがとうございます。

なお、本日は下川委員、茶園委員、橋田委員、牧野委員が所用のために御欠席であると承っております。

また、岩井特許庁長官が所用のため途中退席されることと伺っております。

それでは、本日の議題について御紹介させていただきます。お手元にあります議事次第・配布資料一覧がございますとおり、本日の議題は、1つは「特許法改正検討項目の意匠法への波及等について」でありまして、第2点が「今後の意匠制度の見直しについて」という、以上2つでございます。

それでは、まず事務局より本日の配布資料の確認をお願いいたします。

○鎌田審議室長 それでは、配布資料の確認をさせていただきます。

本日の配布資料は「座席表」、「議事次第・配布資料一覧」、「委員名簿」のほか、資料1「特許法改正検討項目の意匠法への波及等について（案）」、参考資料1「特許法改正検討項目の意匠法への波及等について【一覧表】」、資料2「産業構造審議会知的財産政策部会意匠制度小委員会「特許法改正検討項目の意匠法への波及等について（案）」に寄せられた御意見の概要と御意見に対する考え方」、資料3「今後の意匠制度の見直しについて」の4点でございます。不足等ございませんでしょうか。

特許法改正検討項目の意匠法への波及等について

○大淵委員長 それでは、早速ですが、議題に入らせていただきます。

最初に本日の検討項目第1点の「特許法改正検討項目の意匠法への波及等について」でございますが、前回の御議論の後、本年の1月13日まで1ヵ月間、パブリックコメントを実施いたしました。そこで提出された御意見についての考え方を事務局において整理していただいております。

委員の皆様におかれましては、それらを踏まえて本資料の方向性について取りまとめるべく御議論いただきたいと思っております。

それでは、まずパブリックコメントで提出された御意見の御紹介と、その御意見に対する考え方について、事務局より御説明をお願いいたします。

○鎌田審議室長 それでは、御説明いたします。

お手元の資料2という資料を御覧ください。パブリックコメントに寄せられた御意見の概要と御意見に対する考え方でございます。

意見募集につきましては、昨年の12月15日から今年の1月13日まで約1ヵ月間、実施させていただきました。これに対して御意見をいただいた件数は3件ございまして、内訳としましては団体から1件、個人の方から2件いただいております。

それでは、2枚目以降でその内容について御説明をさせていただきます。

まず番号の1番以降でございますけれども、登録対抗制度の見直しについて御意見をいただいております。

まず1番といたしましては、「通常実施権について、当然対抗制度を導入することに賛成。」という御意見をいただいております。

2番では、「当然対抗制度は、公示なき対抗を認める点で民法を前提とした従来の諸制度とは異なる制度であることから、取引の安全を害することのないよう啓蒙活動をすべき。」という御意見をいただいております。この点につきましては、十分な周知に努めてまいりたいと考えております。

3番では、「現行の通常実施権の登録制度は確実かつ安価であり、実務上の困難性もないところ、当然対抗制度の導入は取引の安全性を害することとなるので、反対。」という御意見をいただいております。これに対しましては、意匠権のライセンスの実態や、必ずしも意匠権の通常実施権が登録されていない状況から、意匠権の通常実施権者を適切に保護し、企業の事業活動の安定性、継続性を確保するためには、特許制度と同様に、意匠権の通常実施権についても、当然対抗制度とすることが適切と考えられるという回答でございます。

4番では、「意匠権と特許権は独立性が高く、通常実施権の許諾についても意匠権と特許権とを組み合わせないことの方が多い。」という御意見をいただいております。これにつきましては、本資料案に提示させていただきましましたとおり、外部機関による調査では意匠権のライセンスを行う場合、関連する特許権と一括したライセンスをすることも少なく

ないということが示されておりますという回答でございます。

5番では、「具体的な制度設計に係る各論点について、特許と同様の措置を講ずることに賛成。」という、本案の内容を支持する御意見をいただいております。

6番では、「意匠権の放棄等に係る通常実施権者の承諾を不要とすることによって、通常実施権者が被りうる不利益、これを回避するための契約条項について検討の上、その結果を公表すべき。」という御意見をいただいております。この点につきましては、意匠法上、承諾を不要とすることに伴い、通常実施権者が契約上の手当てを行わなかった場合の影響について、十分な周知に努めてまいりますという回答でございます。

7番では、「意匠権の放棄等に係る通常実施権者等の承諾を不要とすべき。」という、本案の内容を支持する御意見をいただいております。

次のページの8番でございます。「意匠制度における仮通常実施権制度の導入については改めて検討を行うべき。」という御意見をいただいております。この点につきましては、特許出願に基づく意匠登録出願への出願変更等がなされることによって仮通常実施権者による実施の継続ができなくなるおそれなどがございます。そこで、仮通常実施権者の実施の継続を確保するために意匠制度において仮通常実施権を導入し、特許出願に基づく意匠登録出願への出願変更等がなされた場合に仮通常実施権を引き継ぐ必要があると考えられるという回答でございます。

9番では、「意匠制度に、現行特許制度同様の仮通常実施権の登録制度を新設すべき。」という御意見をいただいております。これに対しましては、特許制度と異なり、意匠制度に仮通常実施権の登録対抗制度を導入することになりますと、特許と意匠を組み合わせたライセンスの場合ですとか、特許から意匠への出願変更があった場合に、意匠の仮通常実施権については登録しないと第三者に対抗できなくなってしまうという問題がございます。したがって、意匠の仮通常実施権についても当然対抗制度とすることが適切と考えられるという回答でございます。

以上が登録対抗制度の見直しについてでございます。次に、10番以降が再審の取扱いの論点でございます。

まず10番では、先に確定している意匠権侵害訴訟判決との関係で、確定審決の遡及効または遡及効に係る主張を制限する方法で制度的手当てをするという改正の方向に賛成。また、再審を制限する方法などについて賛成という、本案の内容を支持する御意見をいただいております。

他方 11 番では、「侵害訴訟においては、十分な主張・立証ができないことが多いことや、侵害訴訟と無効審判が併存しているときには、裁判所の審理は中止した上で、特許庁の審理を優先し、裁判所の審理を考慮して進行すべきであること、真実の発見が必要であること等からすると、再審を制限すべきではない。」という逆の御意見もいただいております。この点につきましては、意匠権侵害訴訟において、当事者は、意匠権の有効性について攻撃防御を尽くす機会と権能が与えられているにもかかわらず、後の無効審判の結果によって確定した判決が覆り得る制度自体が、意匠権侵害訴訟の紛争解決機能、企業経営の安定性等の観点から問題であるということで、再審自体を制限することが適切と考えられるという回答でございます。

次の 12 番は、無効審判の確定審決の第三者効の在り方についての御意見でございます。「第三者効を廃止することに賛成。」という、本案の内容を支持する御意見をいただいております。

次の 13 番以降が冒認出願の関係でございます。

まず 13 番では、「冒認・共同出願違反について、真の権利者が出願したか否かにかかわらず、意匠権設定登録後に、意匠権の移転請求を認める制度を導入することに賛成。」という、本案の内容を支持する御意見をいただいております。

次のページの 14 番です。「関連意匠に関し、本意匠及び全ての関連意匠が冒認等である場合に移転請求を認めるとすることに賛成。」という、本案の内容を支持する御意見をいただいております。

15 番では、「真の権利者は、模倣盗用により他人に冒認出願されることに注意すべきであり、また、必要であれば後願であっても出願を行うべきである。これを怠った者に移転請求を認め救済するのは好ましくない。」という反対の御意見をいただいております。この点に対しましては、近年、デザイン製作における協業の重要性が増している中で、意匠は物品の外観であり冒認等の被害を受けやすいという性質があることなどを踏まえすと、真の権利者を救済する必要性は高いという回答でございます。

16 番では、「意匠権設定登録前については、現在の実務では、実質上の移転請求が可能ではあるが、明確な法的根拠はない。したがって、移転請求を認める方がよいのではないか。」という御意見をいただいております。この点につきましては、現行法の下でも、真の権利者は、意匠登録を受ける権利の存在を確認する判決をもって単独で出願人の名義変更手続を行うことが可能でございますので、明文で移転請求を認める必要性は高くない

と考えられるという回答でございます。

17 番では、「設定登録前における第三者についても、設定登録後と同様に法定実施権を認める等、何らかの保護を検討する必要があるのではないか。」という御意見をいただいております。この点につきましては、意匠権設定登録前につきましては、意匠権の成立についてそもそも未確定な状況でございますので、第三者にとって、自らが意匠を独占できないことや、先願の他者によって同一または類似の意匠を独占される可能性があることは、想定できる範囲のものであると考えられるということでございます。したがって、設定登録前については、第三者に保護を認める必要性は必ずしも高くないと考えられるという回答でございます。

以上が冒認でございます。

次の 18 番は、権利の回復規定の見直しについてでございます。登録料の追納による権利の回復規定の要件緩和について、本案の内容に賛成という御意見をいただいております。

次の 19 番は、意匠登録料の見直しについてでございます。「後年度の意匠登録料の負担を軽減することに賛成。」という、本案の内容を支持する御意見をいただいております。

20 番では、「公的機関の研究成果による意匠の活用を図るため、大学等への登録料の減免措置の導入を希望する。」という御意見をいただいております。これに対しましては、意匠制度においては審査請求制度がないことから、低廉な出願料のみで権利化でき、現時点では後年度負担に関する御要望が強い状況でございますので、まずはこれを手当てするというところでございます。御指摘の点につきましては、特許特別会計における受益者負担及び収支相償の原則の下、特許料金は中長期的に行政経費を支弁する水準に設定されること、特許庁は様々な審査処理促進策や効化を進めており、意匠制度についても、御要望及び特別会計の運営状況等を踏まえながら、検討してまいりますという回答でございます。

最後のページはその他でございます。本委員会の人選について、実務経験豊富な弁理士を増やすべきではないかという御意見をいただいております。この点につきましては、委員については、デザインの創作や保護に関わる様々な立場のバランスを考慮し、御就任いただいておりますという回答でございます。

簡単ではございますが、以上でございます。

○大淵委員長 御説明をありがとうございました。

それでは、本議題、本日の第 1 点でございますが、これにつきましては前回の本小委員会におきまして資料案、本日で言いますと資料 1 の波及等についてというこれござい

すが、この方向性については御了承いただいているところでございます。先ほど御紹介いただきましたとおり、パブリックコメントにおきましては多数の御意見をいただきましたが、それを受けましては本資料案については修正はございません。つきましては、パブリックコメントに関しまして御意見等がございましたら、御自由をお願いいたします。何かございませんでしょうか。

○能川委員 よろしいでしょうか。

○大淵委員長 どうぞ。

○能川委員 自動車工業会の能川です。

3件のパブリックコメントの御紹介ありがとうございます。お話を聞いていて、パブリックコメントには賛成、一部反対等の御提案があったとのことですが、特許庁の考え方を今説明いただき、自工会としては、大筋この方向性でいいというふうに理解いたしました。

○大淵委員長 ほかに、どうぞ。

○柳生委員 知財協の柳生でございます。

特許庁のお考えで結構だと思います。

○大淵委員長 ほかにございませんでしょうか。

それでは、いろいろと御意見をありがとうございました。本資料案、本日の資料1につきまして修文意見はございませんでしたので、本小委員会として、本資料案の取りまとめの方向性について御了解をいただけたものというふうに認めてよろしゅうございますでしょうか。

皆さん領いておられますので、そういうことで、本小委員会としては本資料案の取りまとめの方向性について御了承いただけたものと認めます。

○能川委員 1点だけちょっと御質問がございます。パブリックコメントの数が3件というのは少し少ないのかなという気がしますが、特許庁では、このパブリックコメントの数についてどのようにお考えになっているのかをお聞かせいただければと思います。今回は、特許法改正に伴う意匠法への波及ということなのでこういう数になったのかなとも受け取りましたけれども。

○原田意匠制度企画室長 本当はもっといろいろな方から御意見をいただけるといいのかなと思いますけれども、残念ながら件数は少なかったですけれども、波及部分ということで本体のほうはそんなに大きな影響はないということなので余り御意見がなかったのかなと

理解しております。

○能川委員 わかりました。ありがとうございます。

○大淵委員長 よろしいでしょうか。

それでは、今後の予定でございますが、産業構造審議会知的財産政策部会が2月16日に開催される予定でありまして、本資料の内容につきまして御報告する予定でございます。

今後の意匠制度の見直しについて

○大淵委員長 それでは、本日の第1点目の議題は以上ということでありまして、次に、本日の第2点目の議題であります今後の意匠制度の見直しという議題に移りたいと思っておりますが、まず事務局のほうから御説明をお願いいたします。

○原田意匠制度企画室長 それでは、資料3のほうをお開きいただければと思います。今後の意匠制度の見直しということで、1ページ目ですけれども、意匠を巡る状況については前回の委員会の中でも少しお示しをさせていただいたもので、再度掲載しておりますけれども、基本的に意匠の出願件数というのが停滞をしている。その中で部分意匠の割合というのは増加しておりますけれども、関連意匠の出願件数はやや減少しているというようなことを示しております。

2ページ目ですけれども、諸外国と比べて外国の意匠出願件数というのは増加傾向にあるのに、日本の場合はやや減少傾向である。世界的な不況を受けてデザインの重要性というものが非常に叫ばれているところではあるのですが、それに比して日本の意匠出願件数というのが非常に停滞しているというのは、ある面、デザインの保護ニーズが増加しているにもかかわらず、それをうまく意匠制度というものが受けとめ切れていないのではないかというような可能性があるということ、より意匠制度を魅力的なものにして、産業の活性化をはかるような方向の検討が必要なのではないかとこのように思っております。

続いて3ページですが、今の意匠制度について、今までの調査研究ですとか、企業や団体のヒアリング調査の中からのいろいろ御意見が寄せられているわけなのですが、それを整理をしますと、ここに挙げられています4点ぐらいに整理できるのではないかと考えています。1つは画面デザインについての保護の拡充についての意見、2つ目が、もう少し利便性を向上してほしいという御意見、それから3点目として、デザインの保護ニーズというのが非常に多様化しているということに関して、それに合致した制度にすべきという御

意見、4つ目として、世界的に各国へいろいろな製品をグローバルに展開しているというときに、意匠制度というのがそれらを支援できるようにすべきではないかという御意見があります。

4ページ以降にそれぞれについてどのような具体的な御指摘があるかということをお簡単にまとめさせていただいています。まず1つ目の画面デザインの保護の拡充についてですが、今、画面デザインの開発というものが非常に拡大、活発化している、それにもかかわらず、18年の改正に画面デザインの保護というものを意匠法の中に改正して取り入れたわけなのですが、画面デザインの開発の実態と比較して日本の意匠制度で保護できるものというのは一部であるということで、もう少し拡充してほしいという御意見がございます。それから、画面デザインの非常に大きな特徴になってはいますが、変化をしたりだとか、遷移をする、そういうアイデアにまつわるようなデザインというものが今は一意匠というふうにとらえられる範囲が非常に限定的であるというような御意見です。また、画面デザインというものをいろいろな機器に共通して展開するということが行われているわけなのですが、今の意匠制度では物品ごとに出願しなければいけないという、利便性がないのではないかという御意見がございます。

続きまして、5ページ目に利便性についての御意見ですが、1つ目は、図面の提出要件というものが非常に厳格であって、出願の方が、創作上、重要ではない図、あるいは意匠の特定上、不要なのかと思われるような図であっても、全て出願しなければいけないということで、図面作成のコストも含めてその辺の負担があるというような御意見がございます。

それから、意匠の場合は出願されたものの願書と図面から特定をすることになっているのですが、出願日を維持しながら、例えば全体意匠を部分意匠に変更するとか、部分意匠の請求範囲を変更する、そういうものが要旨変更ととられることが非常に高く、なかなかこういう出願時の戦略ミスというものを後から取り戻せないというような御指摘がございます。

それから、意匠の場合は新規性喪失の例外規定というのを広く認めているところではあるのですが、現在のインターネットを含めて製品の公開の仕方というのは非常に多様化をしている。そのときに、今、新規性喪失の例外規定の適用を受けようとする場合は出願時にその申請と証明書を添付しなければいけないというような規定になっているのですが、欧米の場合はそういうような申請も証明も要らないというような対応に比較

して、やはり日本のこの辺の適用のさせ方というのはちょっと厳格なのではないかという御意見がございます。

次の6ページですけれども、デザイン保護ニーズの多様化に合致した制度にしてほしいという御意見ですけれども、1つ目ですが、今デザインというものが意匠権の使い方として模倣対策というのは非常に大きな柱ではあるのですが、最近はデザインというのを企業のブランド構築の柱の1つに重要性が位置づけられてきている。そのときに、ヒットした製品のマイナーチェンジだとかバリエーションデザインというのを継続的に市場に投入するということが企業活動がされているわけなのですけれども、それを制度的に保護するやり方として1つは関連意匠制度というものがあるのですけれども、その関連意匠の登録可能な時期的な制限というのがあるということで、実際の保護ニーズと合致していないというような御意見があります。

それから、意匠の場合は物品ごとに出願しなければいけないということで、例えば自動車の権利を持った場合に、それと同じようなデザインを自動車おもちゃに転用するというようなこともあるわけなのですけれども、そういう転用について侵害とできないということで、これらを防ぐためにはそういう可能性のある複数の物品について出願しなければいけないというような問題点があるというような御指摘がございます。

それから、資力に乏しい中小とかデザイナー、こういう方々にとってはたくさんの創作をするというときに、全てについて手続をとって権利化をするというのは費用対効果としても非常に負担だ、実施化するかどうかもわからない、ヒットするかどうかもわからないという状態の中で全てを権利化のほうに持って行けないということで、そういう手続を断念するような意匠も非常に多いということを知っています。そういう断念した意匠がヒットした場合、あるいはそれについて模倣品が出てきた場合には、そのときから保護を求めようとしてもできないということで、もう少し何か手軽な保護の体制はないのかというような御意見がございます。

それから、短ライフサイクル製品、例えばファッション関係のアパレルとか、おもちゃとか、市場での製品の寿命が非常に短いようなものについて、今、審査というのが7ヵ月ぐらいと非常に早くなってきているところではありますけれども、意匠権を取ったときにはもうすでに実施化していないという場合も多くて、意匠権取得の効果が少ないというような御意見があります。

7ページ目、最後、国際展開を支援できる制度ということで、各国にグローバル化して

いるということで、相手先の世界に市場を開拓しようとするときに、今はその制度に基づいて出願をしなければいけないというところで、その複数国に出願する場合の手续とか登録維持の管理手续の負担が大きいという御指摘がありますし、またその国の検索というような場合に分類体系が異なるために非常に煩雑だというような御意見があります。

8 ページ目に参考ということでヘーグ協定というものをつけさせていただきましたが、これは今、意匠の出願を WIPO の出願事務局で一元的に受け付けて締約国に出願をしたと同様の手续になるというような制度ですけれども、これについては今、日本は加盟しておりませんし、今、日本の企業が一番相手先として非常に市場で重視しているアメリカや中国、東南アジア、南米、この辺が加盟していないということなのですが、このような仕組みというのも統一的な形で出願をするというのが1つの検討の材料なのかなというように思っております。

9 ページですが、以上のようないろいろな意匠制度に対する御指摘がありますけれども、これらについて引き続き我々のほうで検討をさせていただいて、その内容についてまたこの審議会の中で御議論いただければというふうに思っています。

ただ、法改正というと、とりあえず議論しても時間がかかる部分もありますので、いろいろな御意見の中で法改正によらずにできるだけ速やかに運用に移せるものについては早急に対応していきたいと思っておりますし、いろいろな意見の中で我々のほうで今、2点ほど考えておりますけれども、部分意匠の図面提出要件の簡素化、あるいは画面デザインの登録要件の明確化、これらについては審査基準とか運用を見直すことによってユーザーのニーズにこたえられる部分がある程度あるのではないかとということで、これについては審査基準ワーキンググループをできるだけ今年度中に開催をしまして議論し、なるべく早く運用に移せるものは移していきたいと思っております。

その審査基準ワーキンググループで検討するような項目として 10 ページ以降に少し検討項目を簡単に出してありますけれども、図面提出要件の簡素化ということで、今、部分意匠について意匠登録を受けようとする部分以外の部分、破線だけで示されているような図というものはこの例1、あるいは例2のように赤い点線で囲まれたような破線のみであらわされた図というのは余り必要不可欠とは言えないのではないかとということで、こういうものについて省略をできる可能性があるということで検討していきたい。

それから 11 ページ目ですけれども、画面デザインの登録要件の明確化ということで、画面デザインの保護対象というものをもう少し広げる方法はないのかという点を検討した

い。それから、先ほども説明しましたがけれども、変化する画像というのは非常にニーズが高いということで、これらを一意匠としてとらえられる範囲というものをもう少し広げて解釈できないかということについて、基準案を考えながら検討していきたいと思っております。

私のほうからの説明は以上です。

○大渕委員長 御説明ありがとうございました。

ここでの検討の背景ということで、この資料、今御説明のあった3のところの2ページのあたりにこの一番の問題意識のバックグラウンドのエッセンスが出ているのではないかと思いますけれども、これまでも、いうまでもなくデザイン保護ニーズというのは非常に高いし、またそれがさらに一層強くなっているということはもういうまでもないことなのですが、それにもかかわらず利用が伸びていないということであり、非常に強い保護ニーズについて現行の意匠制度が拾い切れているのかとか、ないしはもっといろいろ魅力的にして我が国産業の発展に寄与し得る余地があるのではないかという、そういう問題意識からいろいろ御説明いただきまして、先ほどあったように法改正面もあれば運用面もありということで多面的な検討が必要になってくる非常に重要な点ではないかと思っておりますが、それでは前広にというか、いろいろな点があろうかと思っておりますので、フリーディスカッション的に今のこの議題につきまして御自由に御意見をお願いいたします。どの点からでも、どなたからでも結構ですので、どうぞ。

○高部委員 レーベン販売の高部といいます。

今回の意匠制度の活性化のために、私は、一般の需要者の方々に、余り意匠というものが御理解されていないのではないかと感じております。意匠って特許の一部なのですかとか、一体どういうものなのですかと質問されることがあります。一般の方というのは非常に理解度が低いのではないかと思います。そういう意味で意匠制度の啓蒙ということをもっと推進する必要があるのではないかと感じております。その中で、「意匠」という呼び方、この呼び方も1つにはわかりにくいところがあると思っておりますので、例えば「意匠特許」のようなちょっと権威？を持たせた、そういう呼び方に変えるというのが1つあるかと思っております。それと、グッドデザイン賞みたいなマークがあれば、商品にマークと登録番号が表示されていることによってもっとその意味合いが高まるのではないかと思います。また、同じように、例がいいかどうかわかりませんが、そういう意匠制度みたいなもののコンテストみたいなものをやるとか、そういうことでもっと皆さん方、需要者の方

に意匠というものが、こういうものがあるのだというふうに理解していただく、特にもっと若い方に、何と言ったらいいのでしょうか、意匠特許は格好いいのだという意識をもっと深めていただいて、学生の方にももっと意匠を出していただく、そして一般の方もそれによって認識が高まるというようなことに持っていく必要があるのではないかという気がするのですが。

それと、連続して申しわけございませんが、よろしいでしょうか。

○大淵委員長 どうぞ。

○高部委員 関連意匠がうまく機能していないのではないかとこのところですね。現在の関連意匠制度についてですが、まず一般市場において、当初製品を市場に投入しますね。その後、製品の改良やマイナーチェンジ、そういうようなことに対して意匠が対応できていないので、実際、登録した意匠図面と市場での製品がだんだん乖離してきてしまうというようなことが起きているのではないかと考えております。その原因の1つには、関連意匠の関連意匠が現在、取れない。本意匠と非類似であっても取れないという問題がありますね。解決するにはいろいろな問題を含んではいるのだらうと思えますけれども、商品自体は市場変化によって日々改良されて変化が起きているのですが、その最初の本意匠から関連意匠とつながるまではよろしいのですが、改良の改良等により関連意匠からまた関連意匠とどんどん変化していくものではないかと思うのですが、今、本意匠に対して関連意匠を取ってしまいますと、その関連意匠の関連意匠は取れませんので、逆に妨げるような結果になっているのではないかと思います。私としては、市場の流れに沿った製品開発にデザインと連動して、意匠も連動していくべきと考えた場合に、関連意匠というものも、その関連意匠の関連意匠もどんどん時代とともに変化するものですから、その登録が認められるような方向にできないだろうかと、そのように考えております。

もう一つには関連意匠ではないのですが、その周辺意匠を取るために、もっと奇抜なものだと登録査定を取りやすいので、どうしても奇抜なほうに、奇抜なほうに走ってしまうという傾向も見られるのではないかとこのように思っています。そういう意味で、1つには関連意匠の関連意匠が取れるような、勿論本意匠と非類似であれば、そういうことが考えられないでしょうかということ。もう一つには関連意匠の提出期限が本意匠の公開前までということになっておりますが、これが結構短いのではないかと考えています。製品を市場に出して確認して、その反応を見ることによって最低でも2～3年の期間は欲しいのではないかとこのように感じております。

以上です。

○大淵委員長 どうぞ。

○平野委員 平野デザイン設計の平野です。

幾つか細かいこともあるのですが、全体的な話で今後の意匠制度というものを考えたときに、やはり世界的なグローバルビジネスの中で我々の言っている意匠制度というのがどういうふうに役に立つのかともしっかり勉強というのか、考えるべきかなということをまず思います。それは何かというと、当然、日本の今の閉塞感の中から脱却しようとするというふうに考えると、決して賃金とか資源とかで勝てるわけがない。そういう意味ではいろいろな意味での知的財産権が、我々日本の国の一番優位性に立つ1つの道であるという位置づけで、イノベーションに対しての特許、デザインに対する意匠、やはりそれを戦略的に使う、要するに保護されるということだけではなくて、それをどうやって戦略的に使いやすくなるのかという、そういう話がやはり産業界のトップも含めた人間というか、我々日本の国の産業界としてもう一度それを見直して考えていくということが重要ではないかというふうに思うわけです。それはまさに国内の中の保護というだけではもうなくなってくるわけなので、やはり国策としての法律の見直しというのが、昔は割合内向きであった意匠とか特許というものが、やはりここで本当の意味での国際化、要するにグローバル化ということに変わっていくのだろうというふうにまず思います。

そういうところに立って1つ1つの考え方で行くとすると、当然デジタル化の社会に対する産業の拡大とか活性化というのを考えると、デジタルが入っていない産業はもうなくなってきているわけですね。そういうところでありながらも意匠のほうはデジタルに対して適切な変化という意味では少しおくらせているかなというふうに思います。特に、物と画面がついていなければ画面の保護ができないとか、その辺、これは多分法改正になるので今とは言いませんが、すごく重要なポイントである。これは何回か、今年度ではなくて、前からも話し合っていたところだと思いますが、やはりそういうふうな意味で機は熟しているのだろうというふうな気がします。

まさにそういう意味で考えると、デザイン保護を望むユーザーが利用しやすい制度というのは、これは当たり前な話でやっていただかなければいけないということだと思います。それ以上に、デザインを保護されるのではなくて、デザインの知的財産権をうまく使うとこんなふうによくいきますよという、やはりアピールというのがもっと必要なかなということも私は思います。

零細企業でいうデザイン事務所としてはもちろん料金が安くなってくれるというのは非常にありがたい話ですし、あと全部が意匠権として申請しないで何かほかの保護の仕方、バリエーションをそのときに何案も描いたということに対して何らかの保護をしていただくと、これは本当に何か価値創造を製作している我々にとってはありがたいということだと思います。

国際展開のことは先ほど言ったように、当然、国際協調を含めた制度の共有化というのがありますが、日本とすると、それに対してどうやってそれを利用して国として勝っていくのかという、そういう前向きな発想というのがあるべきだというふうに思います。

済みません、雑駁ですが、私の意見です。

○大淵委員長 どうぞ。

○柳生委員 知財協の柳生です。

今、平野委員がおっしゃったことはまさに全く同感でございます、知的財産協会でも意匠委員会がございまして、年度ごとにテーマを作って何をやるかということをお話しております。まさに先ほど原田室長からポイントをまとめていただきましたけれども、いずれの項目も重要ということで大賛成でございますし、法改正で時間のかかるもの、あるいは早くできるものについてもこういう仕分けた形でやっていただくというのは大変賛成でございます。特に、ちょうど最初の議題でありましたのですけれども、本来やはり意匠制度はどうあるべきかということに立ち返って議論しようというのがまさに来年度の知財協の意匠委員会でのテーマでございますので、是非引き続き特許庁もしくは関係の方々とも連携しながら進めさせていただきたいと思っています。

今、各国の状況を拝見して改めて思うのは、やはり中国がかなり伸びているというのは、特許もえらい勢いなのですから、デザインもやはりそうかと。最近聞いた話なのですが、韓国は意匠はもう3Dの出願ができるということなのではないでしょうか。ですから、そういった先を見越した、まさに今、平野委員がおっしゃった国際競争力があるためにはどういう意匠制度であるべきかという議論を我々も是非供したいと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

もう一点、私は知財協の立場で申し上げますと、実は今期は新聞等でも企業の業績はかなりいい感じになっていますが、トレンドで見ますと、御承知のとおりまた原料は上がっていますし、国際情勢の不安定化等々で、来期はかなり製造業を中心に予断を許さない状

況です。したがって、申し上げたいのは、やはり限られた原資で大変重要なデザインをどう保護していくかということについては、当然効率的な運用と申しますか、出願から始まって権利化に至るまで重要ですので、やはり是非今回の特許庁の御提案に連携する形でやらせていただきたいと思います。

ちょっと長くなりましたが、以上でございます。

○大淵委員長 どうぞ。

○能川委員 自工会の能川です。

方向性については自工会として賛成しておりますので、進めていっていただきたいと思います。

平野委員および知財協さんからもありましたが、2点ほど話させていただきます。一番下の国際展開については、前回も少しお話をさせていただきましたけれども、自動車業界14社では、今までは欧米、日本に中国というメインマーケットの移行があって、最近では新興国と言っていいのにはあるのですけれども、東アジアですとか、いわゆる BRICs 諸国でのビジネスに移行している状況です。車はデザイン、意匠が非常に重要ですので、各国に対して意匠出願をそれぞれ行なっているという状況で、国際展開については是非進めていただきたいと思います。その際に、利便性についていろいろ考えていただいて非常にありがたいのですけれども、それが日本の意匠法だけですと、図面、例えば底面図が不要にさせていただいても、各国に出願する出す関係から出願明細書をつくる上ではそのような国に対してもきっちり作っておかないとだめだという国があると、そこに合わせざるを得ないというというのが状況です。そのためにも是非日本の特許庁さんに対してはイニシアティブというか、各国に働きかけていただいて、日本の経済、産業、あるいはデザインを盛り上げていくという観点から、でリード役をとっていただければと考えており、それには是非協力させていただきたいというところが1点目です。

2点目は、ナンバー③の多様化対応のところでは、自社出願による拒絶、あるいは関連意匠というところで、自動車業界ではいろいろなデザインの流れがあるのですけれども、パッと車を見て、たとえば日産の車だというデザインを統一してブランドイメージを作っていくという流れを各社で進めております。そうすると、勢い、実際の意匠はそんなに変わらない部分が出てきます。マイナーチェンジ等で、大きくデザインを変えない場合もあるのですが、その部分についても意匠できっちり権利化しておきたいというニーズがあります。その場合でも意匠出願はするのであるけれども、自社の先願でもって拒絶されてし

まう場合がかなりあります。拒絶されることは長年の経験等からある程度わかっているので出願しなければいいのですけれども、判断がつかない場合があつて、あえて意匠出願出して特許庁より拒絶をいただくというか、拒絶をもらうことで特許庁での類似の判断という蓋然性をつくるみたいな、少し本筋ではないなという実務を行なっているところもあつて、ユーザーとしては現在、走っている車のデザインががっかり意匠権を取れているという形になるように関連意匠出願制度の見直しですとか、法改正の方向性を出していただけると非常にありがたいと考えております。

以上です。

○大淵委員長 どうぞ。

○水谷委員 弁護士の水谷でございます。

ただいまのご意見に少し補足して意見を述べさせていただきます。意匠によるブランド構築については、最近いろいろなところで伺うようになっております。この点につき、現行制度を前提といたしますと、意匠出願をしても自己の類似先願があると、それを引用されて拒絶されるということがございます。これがデザインによるブランド化を、そのことがよいか悪いかは別として、ブランド化を阻んでいるという側面があるかというふうに考えております。意匠については、創作説というような考え方がございまして、こういう立場をとると、自己の先願で拒絶されてもやむを得ないだろうということになるのかもしれませんが、産業上、デザインを活用していくという立場を考えたときに、本当にそれでいいのかという、個人的には疑問がございまして、知財制度を考えていった場合に、例えば商標の場合は自己の先願で拒絶されることはない、一方、特許の場合は自己の先願で拒絶されてしまう。今までは意匠はどちらかという、創作説のような考え方が有力でしたから、制度間の立ち位置としては、特許制度に非常に近い位置にあっただろう。そうすると、意匠によるブランド化というのが、制度上かなり難しくなってくるという側面がある。意匠を余り先入観にとらわれずに制度としてとらえていくときに、どのような立ち位置で制度設計をしていけばよいのかについては、よく考えたほうがよいのではないかと、個人的には考えております。

そういう立場からすると、商標のように自己の先願があつても同一人であれば拒絶しないというところまで行ってしまうのか、あるいはもう少し限定を設けるのかというような制度設計上のいろいろな考慮要因はあるかと思ひますけれども、もう少しブランド構築を容易にするような制度に変えていくということは、少なくとも検討してよいのではないかと

と個人的には考えております。

以上です。

○大淵委員長 どうぞ。

○稲岡委員 日本弁理士会の稲岡です。

「今後の意匠制度の見直しについて」に記載されております「寄せられている意見」の①から④まで、それに対する対応の方針についてはこの方向でよろしいかと思えます。賛成でございます。

少し意見を述べさせていただきますと、例えば画面デザインの保護について、よりニーズに合った適切な保護ということで記載されてございまして、この方向でいいと思うのですが、例えば画面デザインということで物品を離れて画面で、かつ一連の画面デザインというようなことでとらえていきますと、意匠というのは非常に著作権に近いようなものになっていくのではないかと思います。もちろん現状の意匠の概念を全く変えて著作権的なものも意匠法で保護するという方向は、よろしいのではないかとはい思いますが、意匠法の法目的が産業生産物という物を通じての産業発展に寄与するというものですから、物を離れて、物品性を離れてということではなく、物品の概念を既存の物という概念から分野によっては異なる概念に変えて法改正をしていただければどうかと思えます。

それから、画面デザイン等の特定の分野で保護の必要性が叫ばれておりますけれども、物によってというか、意匠によって、意匠の内容そのものが非常に多面的になっており、特許法から引っ張ってきた意匠法の保護体系そのもので多面的な意匠を全て保護するのはなかなか難しいのではないかと思います。ですから、意匠法改正に当たっては、ある物品については審査制度を入れますよ、特定の物品については無審査にしますというように法律そのものの設計を意匠に合わせて柔軟にすることも御検討いただきたいと思えます。

以上でございます。

○大淵委員長 余り委員長がしゃべってはいけないのかもしれませんが、せっかく今いろいろ御示唆がありましたので、私も、少しだけお話をさせていただければと思えます。1点はまず全体に通ずるところなのですが、特許法のほうで私は委員会の際に、従前は本質論対峙回避の時代だったけれども、今や本質論と対峙するのを回避できる時代ではなくなって、本質論についての議論を避けることはできないというお話をいたしました。それが1つ結実したのが特許法のほうで、先ほども出ていた再審制限とか冒認救済充実とか多々ある論点だと思うのですが、私が研究者の立場から言えば、全く同じことが意匠に

についても言えるのであります。今まさしく言われたとおり、今までの我が国の意匠法というのは非常にパテントアプローチ的なもので来ていて、それはデザインの中でも、工業製品関係等のものについては非常にピタッと当てはまるアプローチだと思うのですけれども、他方で、例えばこの資料で言いますと6ページで先ほど御説明いただいたような短ライフサイクル製品、ファッション、アパレル、おもちゃなどというのは多分余りパテントアプローチ的なものでは、この期間のことだけ考えてもなかなかうまくいかないということで、多分デザインというのは多種多様なものがあって、それを現行法はパテントアプローチ的なもので拾おうとしているのですけれども、それ以外もなるべく幅広く拾っていくためにはというそういう点も考えていく必要があると思います。また、先ほどのように、純粹に創作だけというよりはブランド構築とかそちらの面もあったりということで、そういう点をいろいろ幅広く考えていくと、これは現行法のようなものにプラスして、もっと、まさしく先ほどのようにデザインがいろいろなブランド構築その他の点から非常に重要になってくるという実態に合わせたようなものとしてのニーズを前広に拾っていくようなことも考えていく必要があると思います。それで、やや問題発言的なことを言いますと、意匠法というのは研究者的にはなかなか研究対象としてやや敬遠されているところがありまして、多分その最大の原因は、特許法でも商標法でも著作権法でも、不正競争防止法でも、大体のイメージというのは大体わかって、入りやすいのですが、意匠の場合には立ち位置が、特許法みたいでもあれば、商標法みたいでもあれば、デザインアプローチという別途のものでもあれば、また、まあ著作権法的な面もありうるということで、逆に言うとこれは大変おもしろい研究対象ではないかと思えますけれども、なかなかその辺が立ち位置がはっきりしないということで敬遠されているようであります。ただ、やや敬遠されているというのは、逆に言うとまだ非常に可能性を秘めているというところもあろうかと思えますので、ちょっと済みません、問題発言的かもしれませんが、そういう意味では前広に、非常にニーズも高いし工夫の余地は幾らでもあるところなので、そういう意味では先ほどいろいろお聞きしてそういう問題意識を何人の方にも御指摘いただいて、大変重要な点ではないかと思えますが、そういう点も含めて考えていくと非常に今後の未来は明るいのではないかと考えておりますので、是非とも前広にいろいろな面から御意見を出していただければと思っております。

どうぞ。

○琴寄委員 JEITA の琴寄でございます。

今後の意匠制度の見直しについてということで述べられている方向性につきましては、基本的にその方向で進めるということで問題ない、賛成という形でございます。

その中で、ちょっと細くなるのですけれども、2点ほどございます。画面デザインの保護についてなのですけれども、私どもの業界は以前から出願をかなり行っておりまして、一連の、例えば動きをカバーする出願に対して、7条拒絶をかなりいただいているという状況でございますけれども、そういう意味で保護要件を明確にするということは非常に必要なことではないかというふうに思っております、その意味で検討のニーズがあるというふうに感じております。また、それに関連してですけれども、実務の観点からは、その保護要件の明確化に伴って保護された権利範囲がどうなるのか、どのように権利範囲を見るのかということですか、それに対応して創作の自由度の制約というのはどうなるのかとか、あるいはクリアランスの範囲はどうなるのかというようなところにつきましても関心のあるところでございます。いずれにしましても、それらの諸点を念頭に入れて検討を進めていただければというふうに考えております。

2つ目ですけれども、関連意匠制度ですけれども、この資料の3に書かれております状況というのはまさにそのとおりでございます、ある意味、使いづらいのかなというような印象を持っております。関連意匠で保護されない部分というものを、そうすると現状どうしているかと言うと、例えば部分意匠として先行の意匠と後願のものに対して、こまかな差の部分を出願するとかというようなテクニックを使ったりすることが起こりがちでございます、そうしますと、権利としてどうなるのかというところが私どももいろいろな形で非常に疑問に思っているところでございます。従いまして、そういうところを含めまして、全体としてどういう制度設計が望ましいのかということは今後検討いただければというふうに思っております。

以上です。

○大淵委員長 ほかにございませんでしょうか。別に二度目でも御遠慮なく。また、他の意見を受けてとか、先ほどに少し付け加えてとか、そういうことでも、どうぞ。

○柳生委員 知財協の柳生です。

1点質問なのですけれども、法改正に時間がかかるのは承知しているのですけれども、大体どれぐらいの期間での検討を予定されているのでしょうか。こちらの知財協での検討のイメージも合わせたいと思っておりますので。

○原田意匠制度企画室長 まだ確定というわけではないのですけれども、非常にニーズは

高いという話もありますし、まさに早くやらなければいけない緊急的な課題なのだなという認識もありますし、できるだけ早くやりたいということで、できればこの意匠制度小委員会も今年秋ぐらいには再開をして検討に入りたいというようなことも考えておりますけれども、いろいろな課題がありますので、それについて我々のほうでももう少し整理させていただいて、具体的な改正案みたいな形を煮詰める形をとった上でまた御審議いただければというふうに思っております。

先ほどの基準ワーキングのほうで運用部分については早目にやりたいということもありますけれども、制度の今のいろいろな課題の中でも、その中でもやはりまた運用でできる部分もあるのかと思いますので、そういうものはまたあわせて早めに対応を図りたいというようなことを思いますし、あとだんだん高度な技術的な問題とかいうのも入ってくると思いますので、そういうもので少し五月雨的なものになってしまう可能性もあるかもわからないですけれども、基本的には早くやりたいとは思っています。

○高部委員 よろしいですか。

○大淵委員長 はい、どうぞ。

○高部委員 先ほどちょっと省略させていただきましたのでつけ加えさせていただきますと、関連意匠の存続期間というのは本意匠とともに消滅するというふうになっておりますね。そのときに、ブランド構築としては同時に消滅するというのは今までのブランド構築が何であったのかというところが見えなくなってしまうのではないかと思います。先ほどの提案した関連意匠の関連意匠の権利化という考え方はそういった意味を含めて、本意匠とともに消滅しないような仕組みにできないかと。ある意味で多くの関連意匠に匹敵する改良を続けてきたものに関しては、ある意味でイノベーションを起こしたという考え方であれば、長期的な保護も、何というのですかね、20年たってということではなく、関連意匠がまた次の期間を得るようなことがあってもいいのではないかとこのように感じております。また、不競法や、著作権のように、個別に権利の長さというのは変わってもいいのではないかとこのように考えます。不競法の場合はどちらかという周知するためにコマーシャルにお金をどれだけかけたかというところの観点が一般的にありますね。それに比べて意匠法はそういう関連でいかにイノベーションを起こしたかということに価値を与えて、もっと保護の期間を長くするという考え方もあってもいいのかなというふうに考えております。

○大淵委員長 どうぞ。

○能川委員 済みません、ちょっと御質問になってしまうのですが、自工会です。国際調和ということで、8ページ目に参考ということでヘーグ協定の御説明をいただいた資料があるのですが、是非入っていただいて、特許に関しては自工会の中で PCT 出願みたいなものが非常にふえている状況です。そういう中でちょっと御質問なのですが、日本、あとアメリカも入っていないようなのですが、韓国は 12 年に加盟予定というところで、日本がこのヘーグ協定に入っていないというところに何か逆に戦略があったり、何か理由があるのでしょうか。

○川崎意匠課長 私からお答えさせていただきます。

入らなかった理由は、2009 年だったと思いますけれども、加盟の是非について、外部の皆様アンケート調査をさせていただきました。その時点ではまだ韓国も加盟を表明していなかったということもございまして、日本国内での加盟に対するニーズというのはそれほど高くなかったというのが我々の評価でございました。したがって、政策的に加盟を延ばしているのではなくて、我々としては、あくまでも皆様産業界の方がどれだけ本当に加盟をお望みなのかをお聞きして、それで我々は決定をしていきたいというスタンスでございます。昨今でございますけれども、今、能川委員お話のとおり、韓国は 2012 年加盟表明しております。また、アメリカも、我々の把握している情報によれば、今内部で検討手続を進めているようです。現時点で具体的にどこまで検討手続が進んでいるか詳細情報は入っておりませんが、いずれにしてもアメリカは非常に前向きに加盟を検討しているようです。

したがって、我が国も 2009 年の状況と昨今は非常に変わってきておりますので、また改めて皆様方のご意見を聞きつつ、ヘーグ協定加盟の是非につき検討を開始したいと思っております。今、能川委員からはヘーグに加入すべきだという御意見をいただきましたが、ヘーグ協定にもし加盟するとなると、当然のことながら法律、制度面への影響もございまして、本当にどの時点で加盟できるかを今検討を開始したいと思っております。

以上でございます。

○能川委員 ありがとうございます。

○大淵委員長 ほかにございませんでしょうか。

それでは、いろいろと貴重な御意見をいただき、ありがとうございます。今後、意匠制度ないしデザイン保護制度について非常に明るい未来というか、今後、新たな展開があ

ることを非常に予感させるような雰囲気醸成されているのではないかというふうに思っております。それで、この資料の9ページにございます今後の検討の方向性についてでございますけれども、まず審査基準運用の見直しにつきましては先ほど出ておりましたが、意匠審査基準ワーキンググループにて検討がされますし、意匠制度の見直しという法改正面につきましては、本小委員会にて本日、皆様からちょうだいいたしました御意見及び事務局から提示された資料に記載された要望につきまして、事務局において整理していただき、それを踏まえまして、委員の皆様におかれましては引き続き御議論を続けていただければというように思っております。そういうことで、この第2論点のほうも終わりにしたいと思えます。

それで、第1点、第2点を含めまして、以上をもちまして、本日の議論を終了させていただいてよろしいでしょうか。

それでは、最後に今後のスケジュールについて、事務局より御説明をお願いいたします。
○鎌田審議室長 今後のスケジュールにつきましては、委員長と相談の上、追って御連絡させていただきます。

以上でございます。

○大淵委員長 ありがとうございます。

それでは、以上をもちまして、産業構造審議会知的財産政策部会第13回意匠制度小委員会を閉会いたします。

本日も長時間、御審議いただきまして、どうもありがとうございました。

閉 会

以上

- <この記事に関する問い合わせ先>
- 特許庁総務部総務課制度改正審議室
 - TEL：03-3581-1101 内線 2118
 - FAX：03-3501-0624
- E-mail：[お問い合わせフォーム](#)